

## 入 札 条 件

- 1 本件入札に参加しようとする者は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）に定めるもののほか、この条件によって入札すること。
- 2 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件は、公告に記載するとおりである。
- 3 入札者の受付は、前記の時間で締め切るものとし、入札は締切り後即時執行する。
- 4 入札者は、現地（入札物件）を熟知のうえ入札すること。
- 5 入札者は、事前に県が別に指定する期日まで入札参加申込書及び誓約書に次の書類を添えて県に提出し、入札参加の申込みを行うこと。
  - (1) 個人にあつては、山形県税の納税証明書、個人県民税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書、成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録に関して登記されていないことの登記官の証明書、破産者で、復権の確定しないものに該当しない旨の市町村長の証明書及び社会保険・労働保険加入状況一覧表（個人事業主で加入義務がある場合）
  - (2) 法人にあつては、山形県税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書、役員等一覧、商業又は法人登記の証明書、社会保険・労働保険加入状況一覧表
- 6 入札者は、次の書類を入札当日、入札執行者に提出すること。
  - (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状
  - (2) 印鑑証明書
- 7 次の各号の一に該当すると認められる入札は、無効とする。
  - (1) 入札の資格がないのに入札したとき
  - (2) 郵便による入札
  - (3) 入札書（県において交付）に記名押印のないとき
  - (4) 金額を訂正した入札
  - (5) 同一事項に対し2通以上の入札をしたとき
  - (6) 委任状を持参しないで他人の名義で入札したとき、又は二人以上の代理をしたとき
  - (7) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
  - (8) 入札に際して不正の行為があつたとき
  - (9) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したとき
- 8 入札に参加し、契約を締結しようとする者は、次の保証金を納付しなければならない。
  - (1) 入札保証金 入札者の見積価格の100分の5以上を銀行振出小切手（山形県指定金融機関又は山形県指定代理金融機関若しくは山形県収納代理金融機関が振り出した小切手に限る。）により、入札当日に納付。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上を県の発行する納入通知書により、指定された期日まで納付。ただし、先に納付した入札保証金を充当し、なお100分の10に満たないときは、差額を納付するものとする。
- 9 入札者中、県の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札人とする。ただし、同一価格で入札した者が2名以上の場合は、抽選により落札人を決定する。
- 10 落札人は、速やかに契約書に記名押印し、県は2週間以内に契約を締結する。
- 11 契約者は、契約条項に基づいて県の指定する期日までに、契約金額を完納しなければならない。
- 12 契約者が、前項の規定による納入期日を過ぎても代金を納入しないとき、又は契約上の義務を履行しないときは、契約を解除し、既納の契約保証金は県に帰属する。
- 13 契約に伴う印紙税その他一切の費用は、契約者の負担とする。
- 14 売却物件の引渡しは、契約金額完納後直ちに行う。
- 15 その他必要とする入札に関する条件については、入札説明書及び入札執行時の指示による。